

加瀬和俊著

『戦前日本の失業対策-救済型 公共土木事業の史的分析-』

大須 真治

本書の研究対象とされているのは、昭和初期(1925年から37・8年)都市・農村で実施された救済型公共事業(失業救済事業、救農土木事業)である。著者は、これら事業の実施時期を1925~28年度小規模・都市失業者対策期、1929~31年度規模急増・都市失業者対策期、1932~34年度大規模・都市失業者および困窮農民対策期、1935年度以降規模縮小・都市失業者対策期に区分し、主に事業を実施した行政側の資料に依拠して実証分析している。その意味で本書は、歴史分析の書である。膨大な資料の集積と、丹念な分析が本書の特質であるが、この研究成果は、単に過去の事実の研究の域にとどまるものではない。今日の失業問題に真剣に取り組もうとする者が、考慮しなければならない貴重な教訓を提供するものとなっている。

本書がそうした役割を果たして得るのは、その研究視点にかかわっている。それは、主に行政担当者側の資料に即して「事業の制度的な仕組みが労働市場において求職者の就労行動にどのような影響を与えるのかについて」意識的に解明することにある。使用されている資料の多くは、中央職業紹介局や東京地方職業紹介事務局、大阪地方職業紹介局などのものとなっている。

1つのポイントは、行政担当者の側からどこまで失業者の実態に接近することができるか、失業者の実態がどのように事業運営に反映されてくるかについてどこまで解明しえたということになるであろう。この課題を著者は、事業をめぐる行政部局間の相克を通して、実証しようとしている。行政部局の対立の根底には、この事業が本来持っている二面性、公共施設提供機能(公益性)と就労機能提供機能(救済性)がある。矛盾は具体的には、土木担当部局と職業紹介部局の対立としてあらわれる。それらの対

立を通じて、救済型公共事業の本質、失業者の実態等を浮き上がらせることが本書を貫く分析手法となっている。

事業のそれぞれの部面の分析で、この手法は生かされてくる。例えば、救済型公共事業に吸収される労働者の量と質をめぐって、それは次のような展開される。救済性を強めようとするれば単純労働者の比率を高めなければならないし、公益性を高めようとするれば熟練労働者の比率を一定維持しなければならない。救済性が単純労働者につながるところに、失業問題の中心に単純労働者があることを示される。しかも失業者は時期的にも、場所的にも流動する労働者であることがあきらかとなる。失業者は大都市間だけでなく、都市と農村、都市と植民地との間をよりよい労働条件をめぐって流動する存在なのである。このような失業者の性格にそって救済性を満たすには事業の規模を流動する失業者の量に応じて伸縮させなければならない。逆に事業の効率性にとっては、労働者の一定の質と量の安定的確保が必要である。失業者数が事業の完成に合わせてそのように存在する保障はない。失業者が存在しているにもかかわらず事業がないということもあり、逆もありえる。失業者の実態が事業に公益性と救済性の矛盾をもたらすのである。

こうした事態に対して、失業者の事業への流入を制御しようとする行政側の対応が登場する。当初、これは事業での賃金水準の引き下げによって可能と考えられたが、極端な労働条件の民族的差別や、農村・都市間の賃金格差にもとづく、朝鮮人労働者、内地地方からの失業者の流入圧力は、予測をはるかに超えるものであった。しかも求職者は、救済型土木事業の実施そのものによって累増する性格さえ持っていたのである。そこに登場したのが選別登録方式で、1) 市内居住、2) 貧困証明、3) 世帯員数・所得などで求職者の認定が行われた。きびしい認定だけでなく、事業規模との関連で登録者数に定員枠が設けられ、登録者数と就労希望失業者に大きな乖離が生じる。この矛盾は未登録者に向けられ、「登録獲得運動」や「就労日数増加要求運動」の支持基盤が形成された。

こうして登録者が制限されても、登録者のすべて

書 評・新刊紹介

が就労できるわけではなく、29～31年の規模急増期でも登録者と就労者の比率は3:1が目安とされていた。ここに就労機会の配分問題が生じる。就労者は連日就労を認められる指定人夫と交替就労者に分けられる。工事の円滑な施行にとっては指定人夫は多い方が良いわけであるが、この比率の決定と指定人夫の人選権をめぐって工事担当部局と職業紹介担当部局との間で確執が生じることとなるのである。

さらに事業の運営方式をめぐっても請負人の中間搾取を排除し、職場の暴力的な支配を排するために職業紹介部局は直営方式を主張し、工事担当部局は、職場の暴力的支配は容認しても、資材の管理、就労者の監督などの負担を避け、工事の順当な進行のために請負方式を主張する。ここでも公益性と救済性の矛盾が現れるのである。自治体の財政負担をめぐっても矛盾は展開される。

紙数の関係ですべてをあげることはできないが、このように事業実施のあらゆる局面で公益性と救済性の矛盾を顕在化される過程が本書では綿密に分析されている。これらの矛盾は、失業者の基本的な性格に起因し、救済型土木事業が本来的に持たざるをえないものであった。失業対策事業の実施に、これらの矛盾はいずれつきまとうものであり、なんらかの形で克服されなければならない課題である。本書が摘出した矛盾は、あらわれ方は異なるが、戦後の失業対策事業の問題と重なる点が多い。

評者が最近かかわった建設一般の50年史作成の作業で見ても、失対事業をめぐるとたかひの課題は、本書で実証された問題と質的に重なっている部分はかなり多い。仕事よこせ闘争、輪番制反対のたたか

い、長期紹介方式の導入に対するたたかい、特別失対に対するたたかい、直営事業導入に対するたたかい、求職闘争、甲、乙事業の導入、失対事業の民主的改革のたたかいなど、それらのいずれをとってみても本書が実証している矛盾と深く関連するものである。

本書はこのように研究対象を戦前に置きながら今日でも有効な問題点の摘出に成功している。事業担当者の資料に依拠しても実証を徹底すれば、失業者の実態に接近できることを本書は、証明している。それだけでなく、こうした手法によってこそ失業問題に対処する具体的施策の現実性と困難性を正確に把握できることを示したのである。

本書の性格をあえて言えば、「書かれた歴史」に留まりつつ、生きた失業者の実態にぎりぎりまで迫ったものということになる。本書の良さも悪さもこの点に収斂される。著者自身も指摘される「内容的には羊頭狗肉の気味があり、俸給生活者の失業問題にも、失業保険をめぐる論争等にもふれてはおらず」、というのは本書の限界ではあるが、欠陥ではない。むしろ「仕事のない者、働いても満足な暮らしを維持できない者が、ともかくもどのように生きることができか」を徹底して追求しようとする著者の姿勢に敬意を表し、「研究の効率化が叫ばれ、…このような役に立ちそうもないテーマの意味を認めようとしない空気」を憂う著者の思いに、評者もまた深く共鳴するものである。

(日本経済評論社・1998年2月刊・6800円)

(常任理事・中央大学教授)



愛知労問研編

『自動車産業の賃金』

本書は、愛知労働問題研究所の「自動車産業職場

政策研究会」がまとめたものである。

第1部は主要5社の過去11年間の平均賃金推移、学歴・職能・年齢別モデル賃金およびモデル一時金ならびにメーカー11社とトヨタグループ5社の春闘結果などの資料と各社の賃金政策の背景を理解するうえで必要な内部留保の実態が紹介されている。

本書の主要部分となる第2部では、トヨタ、三菱、本田技研および日産の賃金制度が詳述されている。

冒頭部分では各社の中高年労働者の賃金明細書を比較することによって、各社の賃金政策の共通点と